

# 相互援助活動の手引き



あげおファミリー・サポート・センター

あげおファミリー・サポート・センターは、

安心して子育てをしていくために、  
地域の相互援助活動を支援するセンターです

お申し込み・お問い合わせ

あげおファミリー・サポート・センター

(上尾市社会福祉協議会内)

〒362-0011 上尾市平塚724番地

TEL **048-777-0941** 携帯 070-5077-0561  
FAX 048-772-8647

午前9:00 ~ 午後5:00 (土曜・日曜・祭日・年末年始を除く)

E-mail : ageo-sh4@mb.jnc.ne.jp

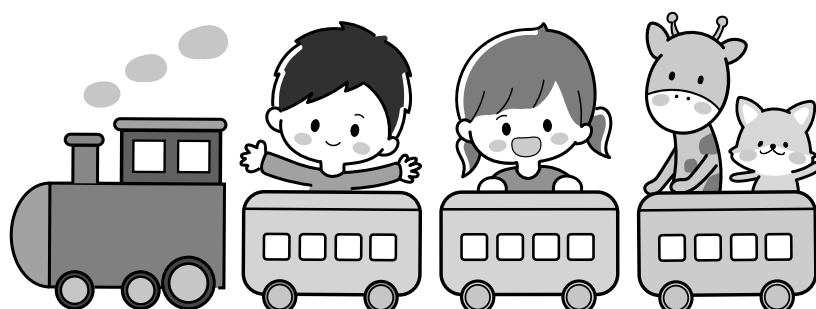


# 目次

- ① あげおファミリー・サポート・センターとは . . . . . 1 ページ
- ② ファミリー・サポート・センターのしくみ . . . . . 2 ページ
- ③ 援助の内容と援助活動時間について . . . . . 3 ページ
- ④ 謝礼金等・キャンセル料 . . . . . 4 ページ
- ⑤ 事前打ち合わせ . . . . . 5 ページ
- ⑥ 援助活動報告書について . . . . . 6 ページ
- ⑦ 地域子育て支援補償保険 . . . . . 7 ページ
- ⑧ 会員の心得 . . . . . 8～9 ページ

## その他

- ・援助活動中に事故が生じたときは...
- ・安全チェックリスト
- ・会則



# ① あげおファミリー・サポート・センターとは

あげおファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）は、子育てを援助したい方（提供会員）と援助を受けたい方（依頼会員）の相互援助活動を支援しています。

## 提供会員（預かる会員）

上尾市在住20歳以上の心身ともに健康な方で、子育て援助活動に理解と熱意がある方。援助活動を始める前にセンターで実施する講習会に参加していただきます。

## 依頼会員（預ける会員）

上尾市在住または在勤で、小学6年生までの子どもと同居している方。

## 両方会員

提供会員と依頼会員の両方の活動をする方。

## アドバイザー

会員とセンターをつなぐ役目を担っています。援助活動の連絡調整や事前打ち合わせの設定などを行います。

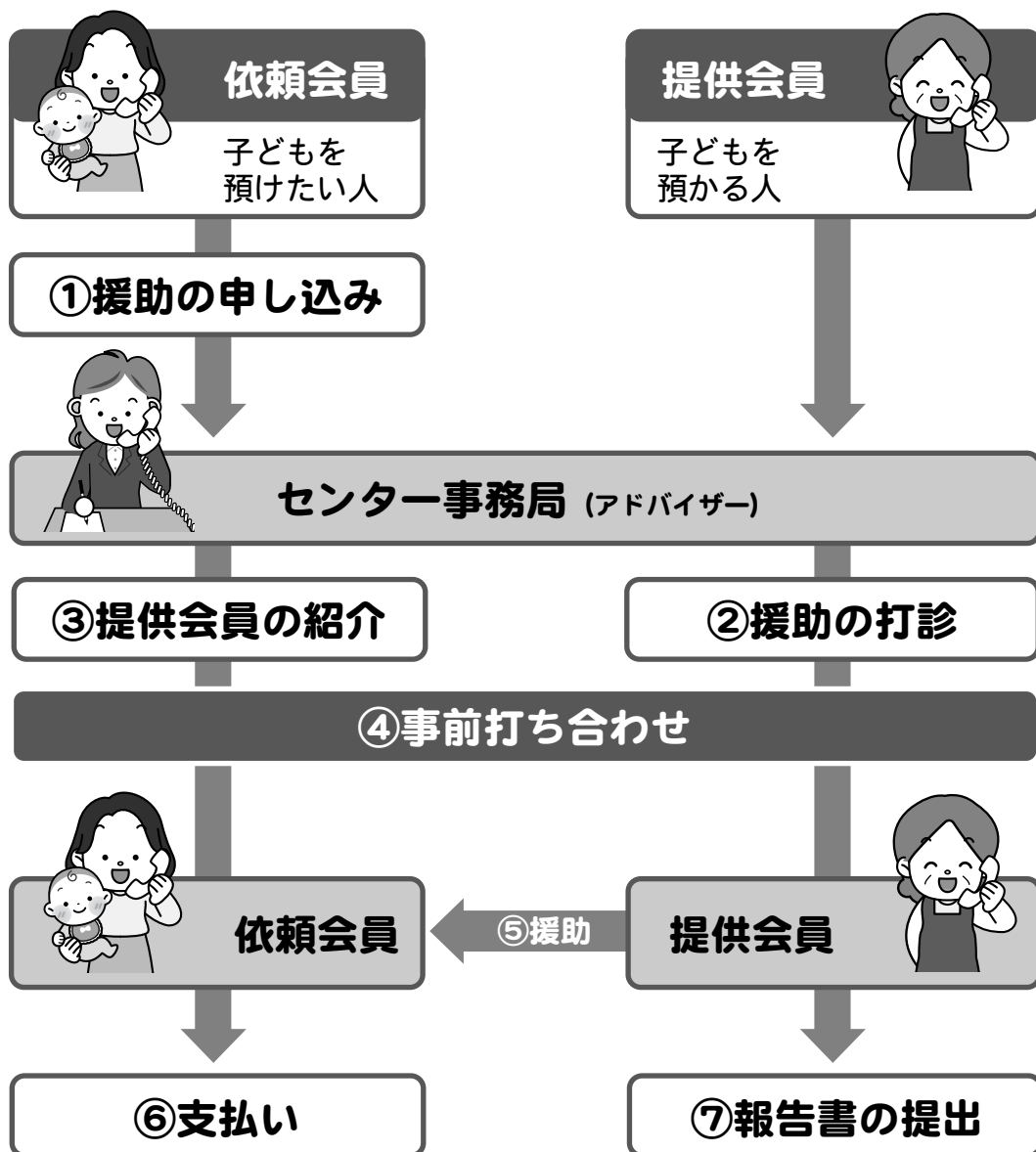
ファミリー・サポート・センターの活動は、安心して子育てをしていくための地域の助け合いのボランティア活動です。

提供会員は、民間のベビーシッターやヘルパーサービスとは異なり、雇用された身分ではありません。お互いの信頼関係と思いやり、両者の了承の上に成り立つ活動ということをご理解のうえご利用をお願いします。



## ② ファミリー・サポート・センターのしくみ

※援助の依頼は早めをお願いします。



- ① **援助の申し込み**…依頼会員からセンターに援助依頼を申し込みます。
- ② **援助の打診**……条件に合った提供会員に援助を打診します。(数ヶ月かかることもあります)
- ③ **提供会員の紹介**…提供会員が見つかったら依頼会員に紹介します。  
事前打ち合わせの日程や、送迎先の施設等との調整を行います。
- ④ **事前打ち合わせ**…提供会員、依頼会員とお子さんとで事前打ち合わせを行います。  
センターのアドバイザーも同席します。
- ⑤ **援助**……事前打ち合わせ後、援助活動が始まります。
- ⑥ **支払い**……援助活動実施後、援助活動報告書を確認して、月末までに依頼会員から提供会員へ直接謝礼金を支払います。
- ⑦ **報告書の提出**……提供会員は翌月3日までに援助活動報告書をセンターに提出します。

### ③ 援助の内容と援助活動時間について

#### ・ 援助内容 ・

援助できる内容	援助できない内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 首のすわった4ヶ月くらいから小学校6年生までの援助</li> <li>○ 保育所(園)、幼稚園、小学校および学童保育所等や習い事への送迎とその前後の保育</li> <li>○ 保護者の外出時やリフレッシュ目的の保育</li> <li>○ 学校行事や冠婚葬祭、通院や保護者の病気時等の一時的な保育</li> <li>※ 保育は原則提供会員宅で行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 病児保育や病児のお迎え(援助予定日でもできません)</li> <li>× 宿泊を伴う援助や家事援助</li> <li>× 留守宅への送迎や未成年者への引き渡し</li> <li>× 旗振り当番・学校行事への参加・災害時引渡し訓練での引き取り等保護者の代役になる援助</li> <li>× ショッピングモール等での預かり</li> <li>× 事前打ち合わせをしていない内容の援助(送迎先・保育場所・送迎経路の変更・食事おやつの提供)</li> <li>× 市外での援助(隣接地域は要相談)</li> </ul>
依頼会員・提供会員合意の場合	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 依頼会員宅での留守中の保育、家族の病気、仕事で在宅中の保育(保護者と部屋を分ける)</li> <li>○ 食事提供や車での送迎</li> <li>○ 児童館、公共の施設、公園等の施設で遊ぶこと</li> </ul>	

※援助活動はセンターが調整して、提供会員と依頼会員で事前打ち合わせを行い、お互いに納得した上で実施します。できる限り提供会員を紹介できるよう努力いたしますが、提供会員の事情や依頼内容・時期等によりご希望に添えない場合もあります。

※事前打ち合わせ後、**半年以上援助が無かった場合は、改めて事前打ち合わせが必要**になる場合がありますので、センターにご連絡ください。

※センターを通さない援助は、補償保険の対象にはなりません。

#### ・ 援助活動時間 ・

提供会員が援助のために自宅を出てから、実際に援助を終えて、自宅に戻るまでの時間。

注1 謝礼金も、この時間に応じて発生します。

注2 事前打ち合わせで決めた時間・順路を変更する場合は、センターに連絡してください。

注3 提供会員は、行き帰りも援助時間に含まれますので、買い物等の私用は控えてください。

## ④ 謝礼金等・キャンセル料

### ・謝礼金等・

援助時間	対象日 平日 (月～金)	土日・祝日及び年末年始 (12/29～1/3)
AM 7時～PM 7時	700円/1時間	900円/1時間
上記以外の時間帯	900円/1時間	1,100円/1時間

- 援助時間が1時間未満のときは、1時間分の謝礼金とします。
- 1時間を超えて端数があるときは、30分以内は30分(1時間の半額)、30分を超える場合は1時間として計算します。
- 兄弟姉妹で2名以上預ける場合、いずれかが小学生の場合は半額とします。  
ただし、援助活動が異なる場合は、この限りではありません。
- その他子どもの送迎にかかる交通費、提供会員が用意する食事・おやつ等は依頼会員の  
実費とします。
- 車での送迎援助の場合、車代として10km未満は100円、10km以上は150円を  
目安とします。市外の場合50円加算します。
- 謝礼金や実費の支払いは、事前打ち合せのときに取り決めた時期・方法で直接やりとり  
してください。

### ・キャンセル料・

キャンセルの時期	キャンセル料
前日までのキャンセル	無 料
当日のキャンセル	援助活動予定時間の謝礼金の半額
援助活動時間以降のキャンセル	援助活動予定時間の謝礼金の全額

- ※ 提供会員はサポートのために準備をし、予定を組んでいます。キャンセルする場合は  
早めに連絡しましょう。
- ※ キャンセルした場合、必ずセンターにも連絡をしてください。

## ⑤ 事前打ち合わせ

事前打ち合わせは、依頼会員（子ども同伴）・提供会員・アドバイザーで顔合わせを兼ねて行います。お互いに安心して援助活動ができるように、この時間を大切に考えましょう。

### 事前打ち合わせ場所

実際に援助活動する場所で行います。送迎の場合は、その道のりも実際に確認します。

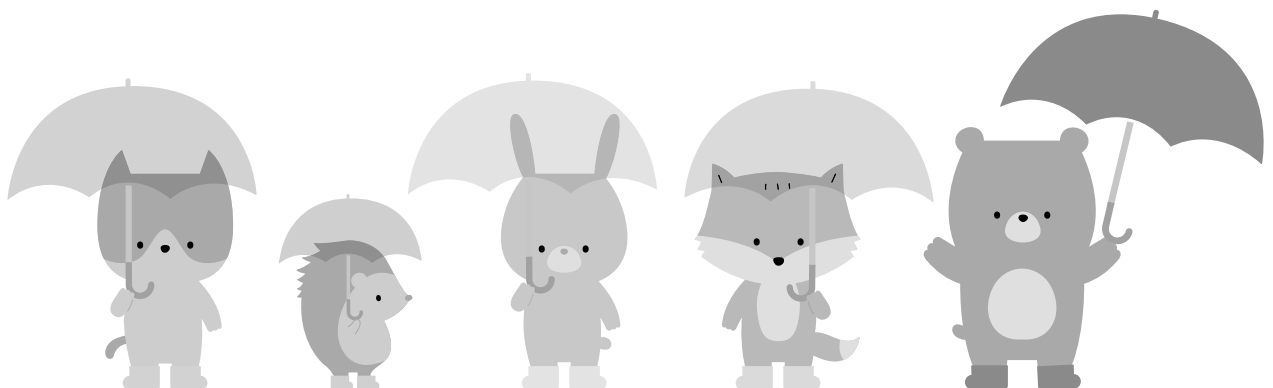
### 確認事項

- ① 援助活動内容（日時・場所・送迎方法・避難場所等）
- ② 預かり時の食事・おやつ等
- ③ 子どもの様子（生活リズム、アレルギー・持病の有無）
- ④ 謝礼金の受け渡し方法・時期
- ⑤ 援助に使う物品（チャイルドシート等）
- ⑥ 緊急連絡先

### その他

事前打ち合わせにかかる当日の駐車場代、公共交通機関やタクシーなどを利用した場合の実費（提供会員、センター分）は、全て依頼会員の負担となります。

- ※ 援助を安全に行うため、お子さんは**大人から大人**への引渡しとします。そのため、保育所や学童保育所、習い事の送迎の場合は、先生と顔合わせをします。送迎先への連絡は依頼会員からお願いします。
- ※ 依頼会員は、事前打ち合わせ当日にあらかじめ記入した「事前打合せ票」をご持参ください。



## ⑥ 援助活動報告書について

援助活動を実施したら、提供会員は「援助活動報告書」に記入します。援助活動終了後、依頼会員は内容を確認し、提供会員に直接、謝礼金をお支払いください。

- 謝礼金のお支払いの際、お子さんに見えないよう封筒に入れるなどご配慮ください。
- 援助活動報告書は3枚複写です。1枚目は依頼会員、2枚目は提供会員が保管し、3枚目はセンター提出用です。
- 提供会員は、その月の援助終了後、翌月3日までにセンターへ提出してください。
- 提出方法は、センターに持参・郵送の他に、市内に提出場所があります。  
提出する際は、封筒に会員番号、氏名、提出日をご記入の上お持ちください。

### 提出場所

- ① 上尾市役所こども支援課（5F）
  - ② 上尾西地域福祉センターほほえみ 火～土 9時半～15時
  - ③ コミュニティセンター内ボランティアビューロー 火～土 9時半～16時
  - ④ 尾山台みんなのひろば内 尾山台支部拠点（社協）月～金 10時～14時
  - ⑤ 上平公民館内 上平支部拠点（社協）月・火・木・金 10時～14時
- 
- 受理した内容・金額について、基本的にセンターは介入いたしません。
  - 計算・書き方などご不明な点がございましたら、提出前にお問合せください。



## ⑦ 地域子育て支援補償保険

ファミリー・サポート・センターでは会員相互の万一の事故に備えて、補償保険に加入しています。保険料は当センターが負担します。

なお、センターに連絡のない援助活動は補償の対象になりません。

### ① 依頼子供障害保険

依頼会員の子どもが、援助活動中に急激かつ偶然な外来の事故によって障害を被った場合に、提供会員の過失の有無に関わらず補償します。

### ② サービス提供会員障害保険

提供会員が、援助活動中において急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に補償します。

### ③ 賠償責任保険

提供会員が、活動中の監督ミスや提供した飲食物が原因で他人の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に補償します。

### ④ お見舞金制度

依頼会員の子どもが提供会員宅の財物を破損、あるいは、提供会員の同居家族にケガをさせてしまった場合、提供会員に対してお見舞金をお渡しします。

#### 自家用車を使用した援助活動について

自家用車を使用する場合、提供会員は「誓約書」をセンターに提出します。  
自動車事故等における賠償責任や修理費用は加入している自動車保険での対応をお願いします。  
チャイルドシート・ジュニアシートなど、法令順守するための物品は依頼会員が準備します。

## ⑧ 会員の心得

### 共通事項

- ① センターの趣旨を理解し、決まりを守りましょう。
- ② 援助活動中に知り得た個人情報やプライバシーは、第三者に絶対に漏らさないでください。退会後も必ず守りましょう。SNSへの投稿等もしないでください。
- ③ 約束した日程（開始、終了時間）は、必ず守りましょう。
- ④ 物品のあっせんや販売、宗教の勧誘等の行為はしないでください。
- ⑤ 会則に違反した場合や会員としてふさわしくない行為があった場合は、会員登録を抹消します。
- ⑥ 退会する場合や登録内容に変更がある場合（住所・電話番号・子どもの追加登録・保育施設の変更）は、届け出を出すかセンターに連絡してください。
- ⑦ 退会后、「会員証」「事前打合せ票」「援助活動報告書」などの書類は、センターへ返却するか、責任をもって処分してください。
- ⑧ 長期間に渡る援助は、年度替わりに内容確認のためセンターから連絡をしますので、必ずご返答ください。
- ⑨ 依頼（援助）する日が毎週何曜日と決まっていますが、月1回はセンターに連絡してください。また、提供会員に依頼やキャンセルをした時も、その都度必ずセンターに連絡してください。  
双方の会員から連絡をいただくことで、依頼日時等の食い違いを防ぎ、キャンセル料等の確認や、万一の対応に備えることができます。
- ⑩ あらかじめ連絡のない援助は、保険の対象外となりますので、ご注意ください。



## 依頼会員

- ① 見知らぬ家に突然預けられると、子どもはとても不安になります。預ける前には必ずその理由をわかりやすく子どもに説明してあげてください。
- ② 気になること、してほしくないことは事前打ち合わせで率直に話し合い、誤解による事故やトラブルが生じないようにしましょう。
- ③ 事前打ち合わせをした依頼内容以外の援助活動は、要求しないでください。依頼内容に変更が生じる場合は、必ずセンターに連絡してください。
- ④ 送迎を依頼する場合は、事前に依頼会員から送迎先に必ず連絡してください。
- ⑤ おむつ、ベビーカー、チャイルドシート、ヘルメット、雨具など援助に必要な物品は依頼会員が用意してください。
- ⑥ 月ごとに援助活動が終了したら提供会員が記入した「援助活動報告書」の内容を確認し、速やかに謝礼金等の支払いを行ってください。
- ⑦ 事前打ち合わせ以降、半年以上利用がなかった場合や最終利用日以降、半年以上期間が空いてしまった場合は、改めて事前打ち合わせが必要になります。提供会員に依頼する前に、必ずセンターへ連絡してください。
- ⑧ 小学校を卒業した子どもは、自動的に退会となります。
- ⑨ 提供会員に連絡する際は、迷惑のかからない時間帯にしましょう。
- ⑩ 提供会員に依頼・変更・キャンセル後は、速やかにセンターにも連絡をお願いします。

## 提供会員

- ① 援助活動に入る前に、安全チェックリスト (p.11) により安全を確認し、活動中は子どもの安全確保に努めてください。
- ② 援助活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンターへ連絡してください。
- ③ 健康管理には気をつけましょう。病気、その他やむを得ない内容・理由で援助活動ができない場合は、速やかに依頼会員とセンターに連絡しましょう。
- ④ 援助活動を円滑に行うためには、依頼会員との信頼関係を築くことが大切です。事前打ち合わせでよく話し合うことが望まれます。
- ⑤ 援助活動中は「会員証」を必ず携帯してください。
- ⑥ 援助活動の終了後、提供会員は援助活動報告書に記入して、依頼会員の確認を受け、謝礼金を受け取った後に、記名をしてください。
- ⑦ 提供会員は、援助活動報告書を月末締めで翌月3日までに、センターに提出してください。
- ⑧ 提供会員講習会は、定期的に受講しましょう。

## 援助活動中に事故が生じたときは・・・

※判断に迷った時

埼玉県の救急電話相談

(小児、大人、医療機関案内)

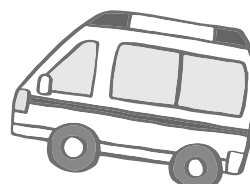
#7119または048-824-4199

### ①急を要する場合は救急車を呼びましょう

#### 119番へ 通報

◎救急車の出動を要請

1. 救急です
2. 場所 (住所や目標物)
3. 誰が (性別・年齢・人数)
4. どうしたのか (意識の有無、どこで、どういうふうに、どうなった)



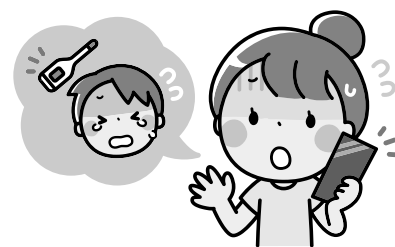
◎救急車が来るまでの手当ての方法を聞き、それに従ってください。

医療機関へ連れて行く際は、「事前打合せ票」を持参してください。

### ②依頼会員に連絡しましょう

◎依頼会員とすぐに連絡が取れる連絡先を事前に確認しましょう。

事故 (怪我) の状況、どのような処置をしたか、救急車の要請をしたか など



### ③ファミサポに連絡しましょう

●平日 7:00~21:30

土日祝日 8:00~19:00

・・・ファミリー・サポート・センター TEL 048-777-0941

●上記時間帯以外

・・・上尾市役所 (代表) 守衛室 TEL 048-775-5111

※守衛から社協担当職員に連絡が入ります。

「ファミリーサポートセンターの会員の〇〇です、事故が発生したので連絡しました」

# 安全チェックリスト

活動を始める前に、お子さんにとって危険な場所がないか、このチェックリストを使って確認を行いましょう。

1. 火災や地震の際の避難場所を知っていますか。
2. 119番を呼ぶ際に必要となる情報（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。
3. 緊急連絡先（依頼会員、センター、かかりつけ医など）を控えていますか。
4. 階段や段差のあるところには、子どもが落ちないように対策がしてありますか。
5. ドアがバタンと閉まらないような対策がしてありますか。
6. たばこ、薬、ライター、化粧品、洗剤、刃物などを子どもの手の届かないところに置いていますか。
7. 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなど子どもがのみ込んでしまうようなものは子どもの手の届かないところに置いていますか。
8. ビニール袋やラップなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。
9. 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。
10. 反射式石油ストーブやファンヒーターなどは、子どもの手の届かないような対策がしてありますか。
11. 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしませんか。浴室に鍵をかけるなど、子どもがひとりでは中に入れないような対策がしてありますか。
12. 子どもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片づけましたか。ひとりで出ないよう鍵をかけましたか。
13. 子どもをベビーベッドなどの高いところへ寝かせる場合、転落防止のための対策はとってありますか。
14. 子どもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていませんか。
15. ブラインドの紐は子どもが首をひっかけてしまわないように、子どもが届かない高さでくくってありますか。
16. ちょっとの間だからと言って、自動車の中に子どもをひとりにしていませんか。
17. 自動車に乗せるときは、チャイルドシートを使ったり、ドアや窓をロックしていますか。

# 社会福祉法人上尾市社会福祉協議会 あげおファミリー・サポート・センター会則

平成15年10月1日  
会長 決 裁

(名称)  
第1条 本会は、あげおファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)  
第2条 センターは、事務所を上尾市大字平塚7 2 4 番地社会福祉法人上尾市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に置く。

(目的)  
第3条 センターは、地域において子育ての援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）と育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）を会員として組織化し、会員間の相互援助活動（以下「援助活動」という。）を支援することにより、仕事と家庭の両立を図るとともに、地域の子育て支援機能の強化を図り、親が安心して子育てすることができる環境づくりに資することを目的とする。

(業務)  
第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。  
(1) 会員の募集、登録その他会員組織に関する業務  
(2) 援助活動の調整に関する業務  
(3) 保育所、幼稚園、小学校、学童保育所（以下「保育施設等」という。）及びその他関係機関との連絡調整に関する業務  
(4) 会員に対する研修及び交流会に関する業務  
(5) 情報提供に関する業務  
(6) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要な業務

(休業日)  
第5条 センターの休業日は、次のとおりとする。  
(1) 土曜日及び日曜日  
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日  
(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(業務時間)  
第6条 センターの業務時間は、午前9時から午後5時までとする。

(組織)  
第7条 センターは、会員、代表者、アドバイザー及び社協職員をもって組織する。

(代表者)  
第8条 センターに代表者1名を置き、社協会長をもってこれに充てる。  
2 代表者は、センターを代表し、センター業務を統括する。

(会員)  
第9条 会員は、育児の援助を行いたい者又は育児の援助を受けたい者であって、次の各号のいずれかの要件を満たし、センターの承認を得たものとする。  
(1) 提供会員は、上尾市に居住し、援助活動に関し理解と熟意を持ち、センターが行う講習修了者で、積極的に援助活動を行うことができる20歳以上の心身ともに健康な者とする。  
(2) 依頼会員は、上尾市に居住又は勤務する者で、小学校6年生までの子どもと同居し、育児援助を希望する者とする。

(保険)  
第15条 センターは、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入し、保険に係る費用については、センターが負担するものとする。  
2 会員は、援助活動中に事故が生じたときは、直ちにセンターに報告しなければならない。

(損害の賠償)  
第16条 会員は、故意若しくは過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(アドバイザー)  
第17条 センターにアドバイザーを置く。  
2 アドバイザーは、次の業務を行う。  
(1) センターの業務内容の周知及び啓発に関すること。  
(2) 会員の募集及び登録に関すること。  
(3) 会員の統括に関すること。  
(4) 会員の援助活動の調整に関すること。  
(5) 会員に対する講習会の実施及び会員の交流会の開催に関すること。  
(6) サブ・リーダーの選任及び育成に関すること。  
(7) 他市区町村が設置するセンター及び保育施設等との連絡調整に関すること。  
(8) 会員間のトラブルへの助言に関すること。  
(9) センターの経理事務等の業務運営に関すること。  
3 アドバイザーは、一定の地域ごとに世話役としてサブ・リーダーを選任することにより、援助活動の調整を行うことができる。

(援助活動の内容)  
第18条 会員が行う援助活動は、次に掲げるものとする。  
(1) 保育施設等の保育開始時間まで子どもを預かり保育すること。  
(2) 保育施設等の保育終了後、子どもを預かり保育すること。  
(3) 保育施設等までの送迎を行うこと。  
(4) 学校の放課後、子どもを預かり保育すること。  
(5) その他、会員の家庭と子育ての両立のために必要な援助。  
2 保育する場合は、提供会員の家庭において行うものとする。ただし、依頼会員・提供会員の双方が合意した場合は、依頼会員の家庭において行うことができるものとする。  
3 子どもの宿泊を伴う援助活動は、行わないものとする。

(援助時間)  
第19条 提供会員による援助時間は、原則午前7時から午後7時までとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

(援助活動の実施方法)  
第20条 会員は、援助を必要とするときは、アドバイザーに、援助の依頼の申込みを行うものとする。

(3) 提供会員及び依頼会員は、これを兼ねることができる。  
(4) 提供会員は、援助活動を行う。

(入会等)  
第10条 会員として登録しようとする者は、あげおファミリー・サポート・センター申込書兼登録書（第1号様式）を提出し、センターの承認を受けるものとする。  
2 提供会員は、登録に際して、センターの実施する研修を受講するものとする。ただし、他の研修等で同等の内容を受講済みの者で、上尾市が適当と認める場合は、この限りではない。  
3 センターは、第1項の承認を受けた会員に対し、あげおファミリー・サポート・センター会員証（第2号様式）を発行するものとする。  
4 会員は、登録された事項に変更が生じたときは、あげおファミリー・サポート・センター登録変更届（第3号様式）をセンターに提出するか、もしくは電話等の手段を用いてセンターに申し出る。

(会員の心得)  
第11条 会員は、次に掲げる事項を守らなければならない。  
(1) 信義に基づき誠実に援助活動を行うこと。  
(2) 援助活動により知り得た家庭の事情等を他人に漏らしたり、プライバシーを侵害したりしてはならない。退会後においても同様とする。  
(3) 政治、宗教、営利等を目的とする行為を行わないこと。  
(4) その他センターの目的に反する行為を行わないこと。

(休会)  
第12条 提供会員は、病気その他やむを得ない事由により援助ができなくなったときは、休会届（第4号様式）をセンターに提出するものとするか、もしくは電話等の手段を用いてセンターに申し出る。

(退会)  
第13条 会員が退会しようとするときは、退会届（第5号様式）をセンターに提出するか、もしくは電話等の手段を用いてセンターに申し出る。  
2 会員は、退会に際して、会員証及びセンターが指示する書類等を返還もしくは破棄するものとする。

(会員登録の抹消)  
第14条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員登録を抹消することができる。  
(1) この会則に違反したとき。  
(2) 故意若しくは重大な過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたとき。  
(3) 援助活動に必要な適格性を欠くと認められるとき。  
(4) その他、会員としてふさわしくない行為があったとき。  
(5) 依頼会員の場合、援助対象の児童が小学校を卒業したとき。  
(6) センターからの連絡に対して一定期間応答せず、かつ所在が不明なとき。  
2 センターは、前項の規定(1)～(4)に基づき会員の登録を抹消したときは、その理由を明示し、会員登録抹消通知書（第6号様式）により通知するものとする。(5)と(6)については、通知せずに会員登録を抹消する。

2 前項の申込みは、援助活動を必要とする月の2月前の月の初日から必要とする日の7日前の日までの間に行うものとする。ただし、配慮が必要な子育て家庭等はこの限りではない。  
3 依頼会員から援助活動の依頼を受けたアドバイザーは、援助活動の内容、日時等を確認し、提供会員との調整を行うとともに援助依頼受付簿（第7号様式）にその内容を記録するものとする。  
4 アドバイザーが、1人の提供会員に調整できる子どもの人数は、1人とする。ただし、兄弟姉妹で同じ内容の援助活動である場合は3人以内（提供会員と依頼会員を兼ねるときは、自分の子どもを含めて3人以内とする。）とする。  
5 アドバイザーは、援助活動開始前に依頼会員と提供会員との事前打合せを行い、援助活動の内容について十分な協議を行うものとする。  
6 依頼会員は、申し込んだ援助依頼内容以外の援助を求めてはならない。  
7 提供会員は、援助活動を実施したときは、援助活動報告書（第8号または9号様式）に内容を記入し、署名をもって依頼会員の確認を受けたものとする。  
8 提供会員は、その月の援助活動に係る援助活動報告書（前項に示したもの）を翌月の3日までにセンターに提出するものとする。

(報酬等)  
第21条 依頼会員は、提供会員に対し援助活動実施後、社会福祉法人上尾市社会福祉協議会あげおファミリー・サポート・センター運営規程（平成15年10月1日施行）第15条に基づき速やかに報酬等を支払うものとする。

(連絡調整会議)  
第22条 センターは、必要に応じて連絡調整会議を開催するものとする。  
2 連絡調整会議は、アドバイザー、サブ・リーダー、その他関係職員をもって構成し、地域の活動状況の報告及び情報交換等を行うものとする。

(交流会)  
第23条 センターは、会員相互の交流を図り、情報交換等を行うために交流会を開催するものとする。

附 則  
本会則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則  
本会則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則  
本会則は、平成23年10月25日から施行する。

附 則  
本会則は、平成28年1月29日から施行する。

附 則  
本会則は、令和7年1月30日から施行する。

附 則  
本会則は、令和7年12月16日から施行する。

社会福祉法人  
上尾市社会福祉協議会

**あげおファミリー・サポート・センター**